

ID: 235

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第12条第2項		
例規番号	平成10年 条例第27号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十二条</p> <p>2 管理者は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、前項の延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例第2条の規定を準用</p> <p>(督促及び督促手数料の徴収)</p> <p>第二条 法第二百三十一条の三第一項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の本町の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、町長は納期限後二十日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により督促状を発したときは、一通につき百円の督促手数料を徴収する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日